

福岡県公報

平成十九年十月二十六日
第二千七百四十三号
増刊 ①

目次

人事委員会

福岡県職員の退職手当に関する条例の施行に関する規則の一部を改正する規則

(人事委員会事務局給与公平課) …………… 一

人事委員会

福岡県職員の退職手当に関する条例の施行に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成十九年十月二十六日

福岡県人事委員会委員長 谷水 央

福岡県人事委員会規則第二十七号

福岡県職員の退職手当に関する条例の施行に関する規則の一部を改正する規則

規則

福岡県職員の退職手当に関する条例の施行に関する規則(昭和四十九年福岡県人事委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第八条中「六月」を「十二月」に改める。

第十三条第二項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同条第三項中、「又は船員保険法の規定による失業保険金の支給を受ける資格を有する者が同法第三十三条ノ十第一項又は第二項に規定する期間内に」及び「又は失業保険金」を削り、同条第四項中、「又は船員保険法の規定による失業保険金」及び「又は失業保険金」を削る。

第十九条第二項中「六月」を「十二月」に改める。

様式第十四号(表)中「(1)(2)(3)(4)(5)(6)(7)(8)」を「(1)(2)(3)(4)(5)(6)(7)」に改め、同

様式(裏)中を次のように改める。

2 欄には、欄の期間のうち、同一の傷病により受けられる給付について、次の区分に従って該当するものの番号(2以上の給付を受けられる場合には、その受けられることができるすべての給付の番号)を で囲むこと。

- (1) 健康保険法による傷病手当金
- (2) 労働基準法による休業補償又は労働者災害補償保険法による休業補償給付若しくは休業給付
- (3) 地方公務員災害補償法による休業補償
- (4) 地方公務員等共済組合法その他各種の共済組合法による傷病手当金
- (5) 国民健康保険法による傷病手当金
- (6) 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律による休業給付その他法令により公務の遂行に協力した者に対して支給されるこれに相当する給付
- (7) 公費健康被害の補償等に関する法律による障害補償費

附則

この規則は、公布の日から施行し、平成十九年十月一日から適用する。ただし、第十三条及び様式第十四号の改正規定は平成二十二年四月一日から施行する。

定価 一箇月六、三五〇円（税込・郵便料別）